

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第 200 回国会】令和元年 11 月 15 日（金）、第 7 回の委員会が開かれました。

- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 14 号）
  - ・萩生田文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・牧義夫君（立国社）及び畑野君枝君（共産）が討論を行いました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、公明、維新、笠浩史君（無） 反対一立国社、共産）
  - ・白須賀貴樹君外 3 名（自民、立国社、公明、維新）から提出された附帯決議案について、吉良州司君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成一自民、立国社、公明、維新、笠浩史君（無） 反対一共産）  
（質疑者）初鹿明博君（立国社）、城井崇君（立国社）、畑野君枝君（共産）、森夏枝君（維新）、吉川元君（立国社）、中川正春君（立国社）、川内博史君（立国社）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 初鹿明博君（立国社）

- (1) 「桜を見る会」への後援者の推薦は行っていない旨の萩生田文部科学大臣の発言
  - ア 発言の事実確認
  - イ 大臣の推薦により招待された者の有無
  - ウ 大臣の事務所の推薦により招待された者の有無
- (2) 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入
  - ア 新たに導入される数学の記述式問題と従来のマーク式問題の相違点
  - イ 国語の記述式問題について、5段階評価による採点の合理性及び誤字等の減点対象の判断基準
  - ウ 採点者の事前研修により正答の条件が漏洩する可能性及び同研修の実施時期
  - エ 採点者が本試験の問題及び正答の条件を本試験前に見ることがない旨の仕様書上の記載の有無
  - オ 採点者が本試験前に正答の条件等を見ることがないことを担保する方策について大学入試センターに確認する必要性
  - カ 採点者が守秘義務を遵守しない可能性についての萩生田文部科学大臣の見解
  - キ 記述式問題導入の中止の提案についての萩生田文部科学大臣の見解
  - ク 受験生による自己採点と実際の採点結果の一致率の向上に係る対策
- (3) 教員の在校時間は勤務時間であることの確認
- (4) 本法律案による教員に対する時間外勤務手当支給の有無
- (5) 3年後の勤務実態調査の結果を踏まえた本法の廃止を含めた見直しの実施に対する萩生田文部科学大臣の見解
- (6) 1年単位の変形労働時間制は休日のまとめ取りに限定して導入される旨を法令に明記する必要性
- (7) 休日のまとめ取りを行うために延長する勤務時間は年 40 時間程度を上限とする旨を「指針」等に明記する必要性

## 城井崇君（立国社）

- (1) 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入
  - ア 本試験前に採点者の事前研修において採点基準等が示されることの有無

- イ 国公立大学の二段階選抜の判断材料から記述式問題の成績を除外するよう文部科学省が要請するとの報道
  - a 記述式問題の出題方法や採点方法に係る検討状況
  - b 同報道の事実確認及び記述式問題の導入を中止する必要性
- ウ 採点事業者に係る懸念
  - a 記述式問題の採点者の人数
  - b 採点者としてのアルバイトの募集内容が不適切であるとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解
  - c 同募集を不適切な内容により行っていた同事業者の信頼性に対する萩生田文部科学大臣の見解
  - d 採点事業者が採点処理及び採点処理以外の業務を再委託する可能性及び再委託の具体的内容
  - e 派遣等ではなく採点事業者が独力で集めた採点者のみが採点業務を行うことの確認
- (2) 本法律案による1年単位の変形労働時間制の導入
  - ア 文部科学省令において定めるべき内容
    - a 同制度の導入目的を長期休業期間中における休日のまとめ取りに限定することの確認
    - b 教育委員会や校長、教職員代表者による協議の場の設置義務化
  - イ 同制度の導入時の留意事項
    - a 学校閉庁日の日数に応じて所定勤務時間を延長できる日数を定める必要性
    - b まとめ取りされた休日には部活動等も休養日とする必要性
    - c 所定勤務時間の延長は業務量が多い時期に限定し、かつ事前に明示する必要性
    - d 所定勤務時間を延長した期間における時間外勤務及び業務の追加の制限
    - e 所定勤務時間を通常より延長又は短縮する時期を事前に明示する必要性
    - f 校長の判断による所定勤務時間の延長又は短縮の可否
- (3) 本法の見直しについての萩生田文部科学大臣の見解

#### 畑野君枝君（共産）

- (1) 1年単位の変形労働時間制を導入する民間事業者における労働基準法第32条違反の事例
  - ア 違反の指導件数の内訳を説明できない理由
  - イ 違反が認められた場合における対応
- (2) 地方公務員法
  - ア 同法第55条第9項による書面協定、同法第46条による措置の要求及び同法第47条による人事委員会の勧告の法的拘束力の有無
  - イ 教員に係る勤務条件の措置要求による勤務実態の改善事例数
- (3) 本法律案による1年単位の変形労働時間制の導入
  - ア 各学校の教員の合意が得られない場合における同制度の導入の可否
  - イ 同制度の導入促進を目的とした財政支援の実施予定の有無
  - ウ 夏季休業期間を閑散期とする根拠
  - エ 部活動の大会及び教員研修の日程見直しに係る検討状況
  - オ 週休日振替制度の具体的内容
  - カ 所定勤務時間の延長が想定される時期
  - キ 教員の過労死事案の把握状況及び発生時期についての文部科学省の認識
  - ク 同制度の導入により教員の長時間勤務が助長されるおそれ
  - ケ 同制度の導入により教員の時間外勤務が固定化される懸念
  - コ 3年後に行う予定の教員勤務実態調査の実施年度
  - サ 同制度の導入の有無により、同じ業務でも勤務時間内の業務と自主的、自発的な勤務という差異が生じることについての萩生田文部科学大臣の見解

- (4) いわゆる「超勤4項目」以外に時間外勤務命令を認めない現行法令は実態に沿っていないとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解
- (5) 福井県若狭町立中学校における教員の過労死事案に対する本年7月の判決についての萩生田文部科学大臣の受け止め
- (6) 全国学力・学習状況調査の廃止を検討する必要性

#### 森夏枝君（維新）

- (1) スクール・サポート・スタッフ
  - ア 選考基準及び要件
  - イ 各学校への配置の基準
- (2) 部活動の指導
  - ア 部活動指導員の任用に係る要件
  - イ 教員の部活動指導に係る資格及び同資格を有する場合に手当を支給する必要性
- (3) 学校に配置された外部人材が問題を起こした際の処分の在り方
- (4) 繰り返し重大な問題を起こす教員に対する懲戒免職処分を厳正に実施する必要性
- (5) 教員としての精神面に関する適格性を検査する必要性
- (6) 本法律案による1年単位の変形労働時間制の導入の意義

#### 吉川元君（立国社）

- (1) 本法律案による1年単位の変形労働時間制の導入
  - ア 同制度の導入が休日のまとめ取りを目的とすることを文部科学省令において規定する必要性
  - イ 対象者や対象時期等については全て条例により規定されることの確認
  - ウ 対象となる教員に対し勤務時間を事前に明示する方策
  - エ 人事異動の対象となった教員については、異動決定後に個別の事情を踏まえた調整が実施されることの確認
  - オ 同制度の対象となった教員の在校等時間の上限が超過した場合に責任をもって対応する機関
- (2) 教員の業務と勤務時間
  - ア 勤務時間外に行われる校務と学校教育法第37条第4項における校務との関係
  - イ 校務は校長がつかさどるものと規定されているにもかかわらず、自主的、自発的な校務が発生する理由
  - ウ 同内容の業務が、行われている時間帯により、「勤務」として認められるかに差異が生ずる本法の矛盾についての文部科学省の見解
  - エ 本法の矛盾を直ちに解消すべきとの意見に対する萩生田文部科学大臣の見解
- (3) 教員の負担を軽減するため、全国学力・学習状況調査及び教員免許更新制を抜本的に改める必要性

#### 中川正春君（立国社）

- (1) 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入
  - ア 国公立大学の二段階選抜の判断材料から記述式問題の成績を除外するよう文部科学省が要請するとの報道の真偽
  - イ 記述式問題の出題は二次試験で行うことの妥当性
  - ウ 同テストに記述式問題を導入する理由
- (2) 学校現場において過度な長時間勤務が発生している原因

- (3) 子供に係る事柄は全て学校がみるべきとの風潮が教員の業務を無定量に拡大させてきたとの分析結果に対する萩生田文部科学大臣の所感
- (4) 教職員定数
  - ア 教職員の絶対数が不足しているとの学校現場の声に対する萩生田文部科学大臣の所感
  - イ 学校における働き方改革の柱の一つに教職員定数の改善を盛り込む必要性
- (5) 学校や教員が本来担うべき業務
- (6) 教員の過度な長時間勤務の縮減に向けた取組の具体的な計画を示す必要性
- (7) 具体的な計画等を示さないまま本法律案を成立させることへの懸念
- (8) 学校における働き方改革に係る全ての施策を実現するために必要なコスト
- (9) 教員勤務実態調査を実施した上で本法の廃止を前提とした見直しを行う必要性

#### 川内博史君（立国社）

- (1) 大学入学共通テスト
  - ア 記述式問題の導入
    - a 大学入試センターと採点事業者との間で締結した契約書及び仕様書における採点者の本試験前の採点マニュアル閲覧不可規定の有無
    - b 本試験前に採点者が採点マニュアルを閲覧しないことを大学入試センター及び採点事業者に文書で確認する必要性
    - c 平成26年8月22日に開催された中央教育審議会高大接続特別部会の資料である『『新しい高大接続』(メモ)』の作成者
  - イ 英語の民間試験導入
    - a 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループの議事概要の公開時期
    - b 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループにおける英語の専門家の委員の有無
    - c 英語の民間試験導入の提言者
    - d 導入決定の経緯を検証する必要性
- (2) 時間外勤務手当の支給の有無が教員と他の地方公務員との大きな違いであるとの考えに対する萩生田文部科学大臣の見解
- (3) 時間外勤務手当を支給しない本法の仕組みは、教員の児童生徒に対する愛情に依存したものとの考えに対する萩生田文部科学大臣の見解
- (4) 3年後の見直しに本法の廃止を含むか否かについての萩生田文部科学大臣の見解
- (5) 教職調整額の年間総額
- (6) 小・中学校における教員の平均時間外勤務時間
- (7) 平均的な時間外勤務時間から本法制定時の考え方で計算した場合の教職調整額
- (8) 教員の時間外勤務の実態に対する財務省の認識
- (9) 文部科学省から教職調整額の増額等についての協議の申入れがあった場合に財務省が真摯に対応する必要性
- (10) 教員の給与の在り方を抜本的に見直す必要性
- (11) 財務省の予算執行調査によって判明した市町村費負担事務職員の配置状況
- (12) 学校における職場環境の改善を促すために具体的な目標を設定する必要性
- (13) 教員の公務災害
  - ア 都道府県ごとの事案の内容や件数についての文部科学省における把握の有無
  - イ 公務災害認定における時間管理簿等の重要性
- (14) 本法律案による1年単位の変形労働時間制の導入及び「指針」の策定
  - ア 同制度の導入目的は休日のまとめ取りに限ると省令に明記する必要性

- イ 導入の際に労使で文書を交わすよう「指針」又は本法施行通知に明記する必要性
- ウ 「指針」が大臣告示で示されることの確認
- エ 文部科学省令や「指針」から限度を超えた逸脱行為があった場合に管理職等が懲戒処分の対象となる可能性